

開業助産師ラダーⅠ承認制度申請の手引書

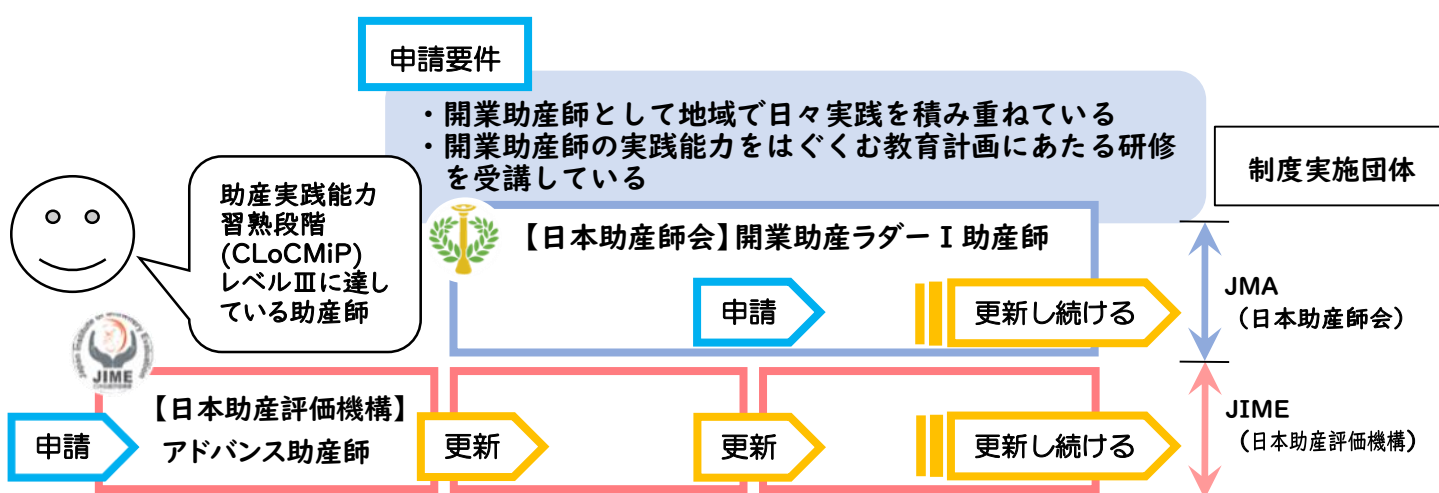
1. はじめに	1
1.1. 開業助産師ラダーⅠ承認制度とは	1
2. 申請者の要件	2
2.1. 前提要件	2
2.2. 申請の要件.....	2
2.2.1. CLoCMiP®(アドバンス助産師)レベルⅢ更新区分別等の対応について	2
2.2.2. 申請要件の区分【確認フロー】	5
2.2.3. 対象となる研修.....	5
3. 申請準備	
3.1. 申請書類のダウンロード.....	
3.2. 申請書〔様式1〕の記入.....	
3.3. 申請料.....	
3.3.1. 入金方法.....	
3.3.2. 振込先	
3.3.3. 申請料入金確認書〔様式2〕の記入.....	
3.4. 申請に必要な書類.....	
3.4.1. 研修受講記録〔様式3〕	
3.4.2. 助産実践報告書〔様式4〕	
3.4.3. 承認者	
3.4.4. 注意事項.....	
4. 申請	
5. 書類差し戻し・書類再提出について	
6. お問い合わせ	7
7. 審査と結果発表	
7.1. 結果発表後の手続きについて.....	
8. Q&A	7

1. はじめに

1.1. 開業助産師ラダー I 承認制度とは

開業助産師ラダー I 承認制度とは、日本助産評価機構による助産実践能力習熟段階（CLoCMiP®）レベルⅢの認証を受けた開業助産師が、開業に必要な助産実践能力を高め、個人の目標設定を明確にすることを目的とした、開業助産師のキャリア・ラダーです。これは、CLoCMiP®レベルⅢの認証を受けた開業助産師を要件に基づき承認することで地域助産の活性化を目指す、日本助産師会が創設した制度です。

2015 年に開始した CLoCMiP®レベルⅢ認証制度により、2021 年度現在助産師約 10,000 人が「アドバンス助産師」の呼称で活躍しています。一方、この制度は、日本看護協会が策定した助産師のキャリア・ラダーを基盤としています。そこで日本助産師会は、開業助産師のキャリア・ラダーを反映する制度を併用する必要があると考え、本制度を考案いたしました。



本制度は、日本助産評価機構の CLoCMiP®レベルⅢ認証制度と連動しています。但し、CLoCMiP®レベルⅢの認証を得た助産師（アドバンス助産師）が、自動的に開業助産師ラダー I に承認されるものではありません。CLoCMiP®レベルⅢの認証を得た助産師が 5 年後の更新申請時に、開業助産師ラダー I の申請を行い、要件を満たすと初めて開業助産師ラダー I の承認を得ることができます。その後の更新は原則 5 年ごとに、CLoCMiP®レベルⅢの更新に合わせて開業助産師ラダー I も更新を継続していきます。本制度の承認を得ることで、「自律して助産ケアを提供する（CLoCMiP®レベルⅢ）」と共に、「開業助産師として地域で日々実践を積み重ねている」、「開業助産師の実践能力をはぐくむ教育計画にあたる研修を受講している」助産師として、地域で活動することができます。

2. 申請者の要件

2.1. 前提要件

- ▶申請時点で公益社団法人日本助産師会会員であるもの。
- ▶助産所開設届を提出しているもの。
- ▶助産所責任保険、勤務助産師責任保険、保健指導員賠償保険のいずれかに加入しているもの。
- ▶2020、2021、2022 年度に CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢを更新し、認証されたもの。
- ▶地域で日々実践を積み重ねているもの。

2.2. 申請の要件

2.2.1. CLoCMiP®(アドバンス助産師)レベルⅢ更新区分別等の対応について

- 1) 2020～2021 年度〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分で更新をしたもの
 - ▶2022 年度に申請の際、開業助産師ラダー I 承認制度に必要な研修および助産実践時間(180 時間)を免除とする。
- 2) 2020～2021 年度〔一般・看護管理者・教員・WHC〕区分で更新したもの、及び 2022 年度に CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢを更新したもの
 - ▶開業助産師ラダー I 承認制度に必要な要件は、以下の研修 60 時間＋実践 120 時間の合計 180 時間とする。研修については、CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ更新時に申請した時間を含めてよい。それぞれの科目において不足分を 2022 年 12 月末までに受講する。

（1）研修：60 時間

CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ更新年～2022 年 12 月末のうち、連続した 5 年の間に 60 時間を満たすように受講する。なお、60 時間の内訳は以下の通りとする。

科目 1) マタニティケア能力 ……18 時間

科目 2) 専門的自律能力 ……18 時間

科目 3) ウイメンズヘルスケア能力 ……24 時間

※科目ごとの詳細については、「2.2.3 対象となる研修（p5～）」を参照。

※科目毎の時間を満たしていれば研修内容は自由に選択可とする。

（2）助産実践時間：120 時間

CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ更新年～2022 年 12 月末のうち、連続した 5 年の間に助産実践時間が 120 時間を満たすように実践を重ねる。なお助産実践の時間換算は、日本助産師会「地域における助産師の業務項目と時間換算（表 1）」を参考にすること。

表 1：地域における助産師の業務項目と時間換算表

助産師業務項目		ポートフォリオ※)	時間換算
1. 助産管理	(1) 医療連携会議	MW4-1	2 時間/回
	(2) 助産管理の実践	MW4-2	1 時間/回
	(3) 目標管理面接		0.5 時間/回
2. 産前のケア	(1) 外来	MW5	0.5 時間/回
	(2) 家庭訪問		1 時間/回
3. 分娩のケア	初産婦	MW6	14 時間/件
	経産婦		8 時間/件
	※サポートする助産師は、3 時間/件		
4. 産後のケア	(1) 入院・産後ケア（宿泊型・デイケア型）	MW7	4 時間/人/日
	(2) 外来（健診）		0.5 時間/件
	(3) 家庭訪問・産後ケア（アウトリーチ型）		1 時間/件
5. 転院・搬送時のケア		MW8	3 時間/件
6. 個別相談	(1) 外来	MW9	0.5 時間/件
	(2) 家庭訪問		1 時間/件
	(3) 電話相談		0.25 時間/件
	(4) オンライン		
7. 健康教室 （出産準備教室・思春期教室・育児支援教室等）	(1) 実施（講師）	MW10-1	2 時間/回
	(2) 従事		1 時間/回
8. 集団健診事業		MW10- 2	1 時間/回

（平成 27 年度 日本看護協会「助産師の必要人数算出に関する提案」をもとに作成・改訂）

※）助産師のためのポートフォリオ＝会員マイページよりダウンロードできます。

地域における助産師の業務項目と時間換算表の考え方

1. 助産管理

(1) 医療連携会議[MW4-1]

地域における、行政や病院、助産師等との連携会議のことを指す。連携会議内で事例検討を行った場合も含み、厳密な所要時間は問わない。

(2) 助産管理の実践[MW4-2]

助産所内における災害訓練や感染対策、地域連携・看護管理に関連した助産所内会議・委員会活動、マニュアルの作成など、助産管理にかかわる実践のことを指す。

(3) 目標管理面接[MW4-2]

目標による管理面接を実践した場合を指す（被評価者は対象外）。

2. 産前のケア[MW5]

開業助産師または開業助産施設において従事する助産師が、ローリスクである妊婦健康診査および保健指導・妊娠の診断を行った場合を指す。外来と家庭訪問とに区別し、厳密なケアの時間は問わない。

3. 分娩のケア[MW6]

分娩開始から児の出生、および出生直後の児のケア、2時間値までのケアを含む。直接介助者は初産婦・経産婦に該当する時間換算を行い、勤務交代をした場合も含め、分娩所要時間は問わないものとする。分娩のサポートをする助産師（間接介助）も分娩所要時間は問わない。

4. 産後のケア [MW7]

(1) 入院：入院設備がある助産施設における、母子へのケアの場合の1日1組あたりの時間換算であり、厳密なケアの時間は問わない。宿泊型、デイケア型産後ケアも含む。

(2) 外来：産後健診・2週間健診・1か月健診を含み、厳密なケアの時間は問わない。

(3) 家庭訪問：産後健診・新生児訪問・2週間健診・1か月健診・アウトリーチ型産後ケアを含み、厳密なケアの時間は問わない。

5. 転院・搬送時のケア[MW8]

転院・搬送に至った場合のケアについて時間換算を行う。転院・搬送に至るまで、および帰院するまでの厳密な所要時間は問わないものとする。

6. 個別相談[MW9]

思春期・更年期相談、母乳相談など1対1での相談業務を指す。外来・家庭訪問・電話・オンラインに区別し、1件あたりの時間で換算、厳密な所要時間は問わない。

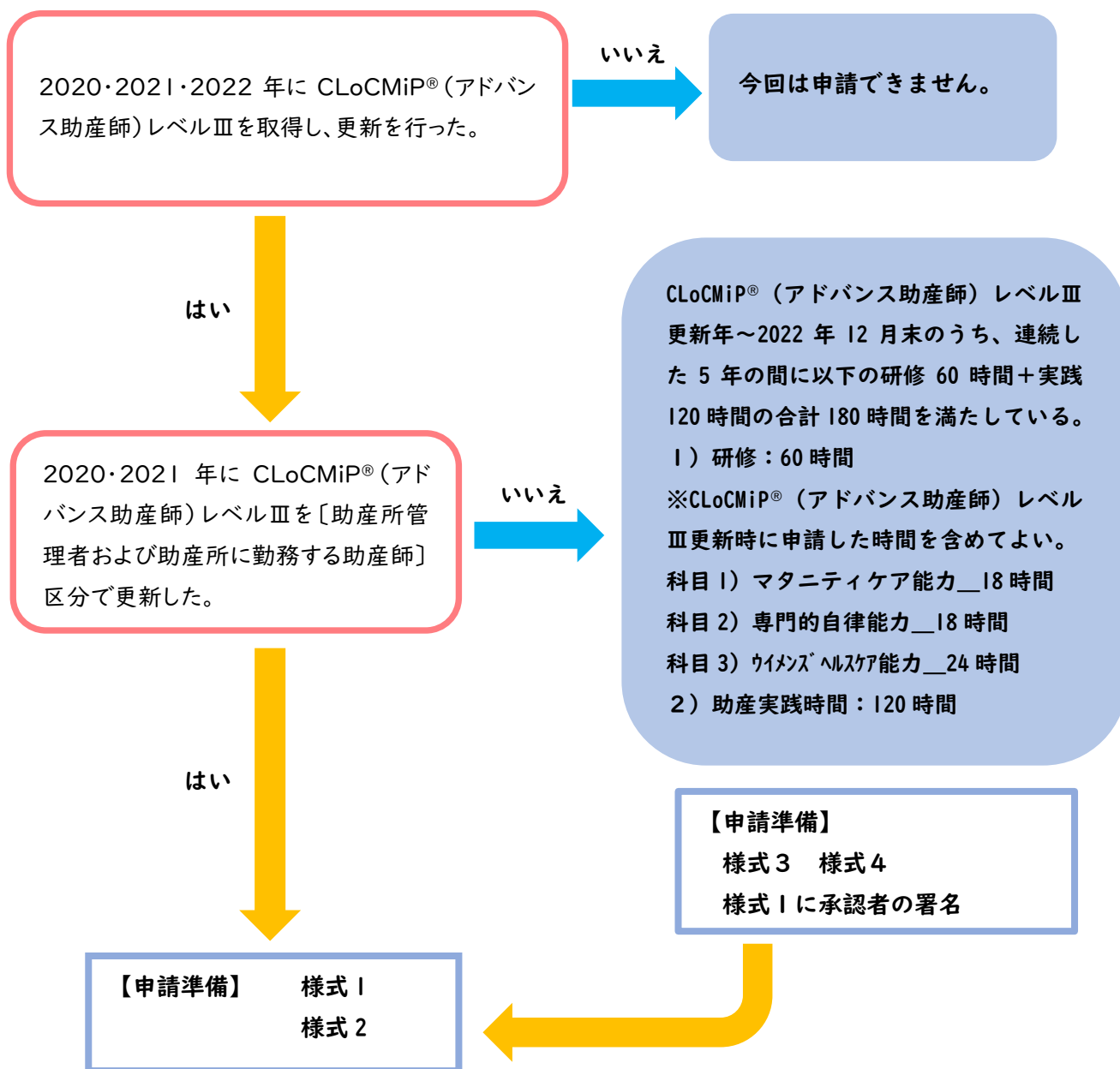
7. 健康教室[MW10-1]

出産準備教室や思春期教室、育児支援教室、ウィメンズヘルスに関連した健康教室などを実施した場合。施設内だけではなく、地域に出向き開催した教室も含まれる。実施（講師など）と従事（サポートスタッフなど）とに区別し、実際の開催時間は問わない。

8. 集団健診事業[MW10-2]

地域活動における健康教育・集団健診事業に従事した場合を指し、厳密な所要時間は問わない。

2.2.2. 申請要件の区分【確認フロー】



2.2.3. 対象となる研修

対象となる研修は、3つの科目（表2）いずれかに該当するもので、なおかつ以下の条件を満たすものとする。

- ①研修内容が助産実践能力に関するものである。
- ②研修時間が1つの項目につき60分以上である。
- ③主な研修対象者が専門職である。
- ④主催者が個人ではない。
- ⑤受講証明書を発行していることが望ましい。

院内研修・教育機関での授業・講義（教員が学生のみを対象に行うもの）、一般向けの市民講座は不可とする。条件をすべて満たす学術集会での講演・シンポジウム、行政機関での研修会は可とする。

表 2：対象となる研修

科目 1) マタニティケア能力 ……18 時間
※アドバンス助産師更新の際の要件をもって、条件クリア。
①助産師に関するガイドライン
②妊婦から産後 1 年までの時期にある女性の身体・心理・社会的状態のアセスメントと支援
③乳幼児の成長発達とアセスメント
④地域における保健指導の理論と実際
⑤授乳にかかわる支援（母乳育児支援）
科目 2) 専門的自律能力 ……18 時間
①助産管理
②コーディネーション
③企画力
科目 3) ウイメンズヘルスケア能力 ……24 時間
①ウイメンズヘルスケア能力
②子育てに関する支援
③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく支援
④女性のメンタルヘルスとその対応

3. 申請準備（※後日公開）

4. 申請（※後日公開）

5. 書類差し戻し・書類再提出について（※後日公開）

6. お問い合わせ

お問い合わせは全てメールにて承ります。電話等によるお問い合わせは受け付けられません。

お問合せ先メールアドレス：shitei-shinsei@midwife.or.jp

※件名に「開業助産師ラダー I 承認制度申請に関する問い合わせ」と明記の上、本文に必ず「会員番号・氏名」をご記入ください。

7. 審査と結果発表（※後日公開）

8. Q&A

Q1：今回開業助産師ラダー I 承認制度を申請できなかった場合、今後どうなりますか？

A1：CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ認証期間内であれば、各年度の申請時期に申請できます。ただし、次回更新は原則 CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢと同時期になります。

Q2：助産実践時間は、患者のケアによって実践時間が違うのですが、それぞれのケアにかかった時間を申請すればよいですか？

A2：実践時間は、助産実践を日々積み重ねている者であることを確認する目的のため、厳密な時間を問うているものではありません。「地域における助産師の業務項目と時間換算」(p.3～)についての考え方を参考にし、助産実践時間の申請書類（ポートフォリオ）を作成してください（後日公開）。

Q3：途中で CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ認証が無効となったらどうなりますか？

A3：CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ認証が無効となった時点で、開業助産師ラダー I の承認も無効となります。CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢは、更新時期延長申請ができます。この申請をされた方に限り、開業助産師ラダー I 承認の更新延長を申請できます。所定の書類をご提出ください。

Q4：今から開業助産師ラダー I 承認を受けると、2 年（3 年）後にはすぐ更新です。5 年承認を受ける方と更新料は同じ 5000 円なのですか？

A4：2020 年、2021 年に CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ更新者に限り、申請料が 3000 円になります。

Q5：「助産所管理者および助産所に勤務する助産師」以外の区分で更新しました。どうしたらよいでしょうか？

A5：規定期間内に、不足分の研修や実践時間を追加していただければ申請できます（後日公開）。

Q6：開業助産師ラダー I 承認制度は自動更新されますか？

A6：自動更新はされません。CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢの更新に合わせて更新する必要があります。

日本助産師会

開業助産師ラダー I 承認制度

- ・初回認定は、2023 年 3 月申請、4 月以降の承認とする
- ・初回の申請のみアドバンス助産師更新後の有効期間であれば申請は可能
- ・更新期間は 5 年とする
 - ＊ただし、2020・2021 年度に CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢを更新した者は、日本助産師会開業助産師ラダー I 承認制度の初回更新は、原則 CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢの更新に合わせて承認する
 - CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢの更新後に日本助産師会開業助産師ラダー I 承認制度を更新
- ・更新料は 5,000 円とする
- ・期間として申請料は 2020・2021 年度にアドバンス助産師更新者は 3,000 円、2022 年度の更新者は 5,000 円とする

日本助産評価機構

2020・2021 年度
CLoCMiP®（アドバンス助産師）レベルⅢ
〔一般〕・〔看護管理者〕・〔教員〕・〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分更新申請・一般新規申請

2022 年度
アドバンス助産師更新・新規申請
＊申請区分！本化

日本助産師会の動き

日本助産師会 開業助産師ラダー I 承認制度

初回認定：2023 年 3 月申請、4 月以降承認
＊対象者：アドバンス助産師を更新し、所定の要件を満たしている者

日本助産師会 開業助産師ラダー I 承認制度

初回更新（2020 年度アドバンス助産師更新者）
：2026 年 3 月申請、4 月以降承認
＊要件に関しては後日提示

年度
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027

2021 年 3 月 10 日作成

開業助産師ラダー I 承認制度 申請書

開業助産師ラダー I 承認制度について、制度の内容について理解した上で、下記の通り申請いたします。

署名（自署）：

申請年月日	西暦 年 月 日			
申請者	氏名			都道府県
	日本助産師会 会員番号	—	アドバンス助産師 認証番号	
	助産所開設届	開設日： 年 月 日	加入保険	☐ 助産師賠償責任保険（分娩あり） ☐ 助産師賠償責任保険（分娩なし） ☐ 勤務助産師賠償責任保険
		所轄保健所：		
	住所	〒 —		
	連絡先	電話		
メールアドレス				
アドバンス 助産師の 更新	年度	☐ 2020年度 ☐ 2021年度 ☐ 2022年度		
	区分	☐ 助産所管理者および 助産所に勤務する助産師 ☐ その他 ^{*)}		
添付書類	*) 更新区分「その他」の方は、下記〔様式3・4〕の添付、および承認者の署名が必要になります。 ☐ 研修受講記録〔様式3〕 ☐ 助産実践時間報告書〔様式4〕			
上記誤りがないことを承認いたします 承認年月日：西暦 年 月 日 承認者（自署）： 会員番号 —				

添付書類

申請料入金確認書

開業助産師ラダー I 承認制度の申請にあたり、申請料を入金いたしました。

入金年月日		西暦 年 月 日	
都道府県			
申請者	氏 名		
	会員番号		
	アドバンス助産師	認証番号	
		更新年度	年度

振替受払通知票等貼付欄*

* 振替受払通知票等、入金が確認できる書類を貼付してください（コピー可）。

* 申請料は、アドバンス助産師 2020・2021 年度更新者は 3,000 円、2022 年度更新者は 5,000 円です。